

## 26監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年10月8日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月20日

福岡市監査委員 石 田 正 明  
 同 宮 本 秀 国  
 同 齋 田 雅 夫  
 同 伯 川 志 郎

### 1 監査報告と措置の件数

26監査公表第7号（平成26年5月15日付 福岡市公報第6111号 公表）分・・・26件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

26監査公表第7号（平成26年5月15日付 福岡市公報第6111号 公表）分  
 （事務監査）

#### 1 局別監査

##### (1) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託契約の履行確認等について注意を求めめるもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則に則り、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成25年度「松濤園受水槽及び高架水槽清掃業務委託」において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、委託契約の完了検査に当たっては、履行確認を適切に行われたい。</p> <p>(ア) 本契約は清掃業務終了後、水質検査(細菌検査、簡易項目検査、定性検査)を公的機関に依頼する業務を含めて、履行期間を平成25年6月10日から同年6月24日と設定して契約を締結しているものであるが、受託者は水質検査の依頼(西保健所)を平成25年6月24日に行い、同年7月2日付の検査結果書を提出しているものの、それ以前の平成25年6月20日付で業務完了届を提出しており、これを受け同日付で検査確認を実施し完成と認めていた。</p>	<p>「松濤園受水槽及び高架水槽清掃業務委託」については、福岡市契約事務規則に基づき、適正な事務執行を行うように所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>具体的に下記の措置を行った。</p> <p>① 契約件名の変更を行い、水質検査が業務に含まれることを明確にした。</p> <p>② 契約時に市と受託業者において、契約期間内に水質検査成績書の提出を確認した。</p> <p>③ 工程表を提出させ、業務の執行管理を徹底した。</p> <p>④ 履行期間を、2週間から1か月に改め余裕をもたせた。</p>

(松濤園)	
(イ) 本契約は、水質検査結果の確認をもって適正な業務完了とすべきであり、検査成績書の提出までを含めた業務内容にするとともに、十分な履行期間を設定すべきであった。	
(松濤園)	

(2) 農林水産局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 「農業用施設維持管理交付金」の支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>交付金の支出に当たっては、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理を行わなければならない。しかしながら、平成24年度「農業用施設維持管理交付金」(164件、16,911,928円)の交付事務において、各地区の団体から口座振替依頼書が提出され交付金を振り込んでいるが、同依頼書に口座は依頼人名義のものに限ると記載されているにもかかわらず、交付金の受付時に口座を十分に確認していなかったため、口座名義の団体名や職氏名が相違しているものがあり、さらに振込先についても鉛筆による記載や訂正を行っていたことから、正当な依頼人へ支払われたか確認ができないもの(4件)があった。</p> <p>今後、交付金の支出事務に当たっては、関係規則等に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業施設課)</p>	<p>平成26年度より、各地区の団体と締結する維持管理交付金に係る協定書の署名については、必ず団体の代表者であることを確認し本人による直筆を行っている。</p> <p>また、口座振替依頼書の団体名、職氏名、口座名義については、依頼人に直接確認を行い、必要に応じて委任状を提出してもらうなどの指導を行うこととした。</p> <p>なお、協定書と口座振替依頼書の記載内容についても整合性がとれていることを十分に確認することとした。</p>
<p>(イ) 指定管理者に対して管理運営仕様書等の遵守について、必要な指導を行うよう注意を求めるもの</p> <p>市は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合、運営に支障がないよう適切な要員配置をしているか、確認し指導しなければならない。しかしながら、平</p>	<p>平成26年度より、職員配置について明記した管理運営仕様書を、実施協定書に添付し、適切に履行確認を行うこととした。</p>

<p>成 25 年度の「立花寺緑地リフレッシュ農園」の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、職員の配置体制については、実施協定書に添付している管理運営業務の細目の中に記載し明確にするとともに、適切な履行確認及び指導を行うよう注意されたい。</p> <p>A 指定管理者募集時の管理運営仕様書（平成 22 年 7 月）に職員配置について明記していたが、実施協定書に添付している管理運営業務の細目には記載がなかった。指定管理者が業務を適切に実施していくためには、管理運営業務の細目にも明記しておく必要があった。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p>	
<p>B 職員配置について、指定管理者募集時の管理運営仕様書では、開園時間中は事務所を無人にしないように指示しており、指定管理者から提出された事業計画書にも開園時間中は事務所が無人にならないようにすると記載されていた。しかしながら、所長が勤務を要しない日において、開園時間から事務職員が出勤する時間までの間、並びに副所長が勤務を要しない日において、事務職員等が退勤する時間から閉園時間までの間、事務所が無人になる時間帯があったにもかかわらず、指定管理者から提出された事業計画書や事業報告書を十分に確認せずに適切な指導をしていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p>	<p>平成 26 年度以降は、職員の配置体制を見直し、開園時間中は事務所が無人にならないよう指導を行った。</p>

(3) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>契約事務については、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成24年度及び同25年度の「パーソナルコンピュータ賃貸借契約」事務</p>	<p>契約事務について適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>平成 25 年度第 2 期支払分からは、適正な事務処理を行っている。</p>

<p>において、本来は契約の相手方が記載した契約関係書類を徴しなければならないが、相手方の住所・事業所名及び代表者名のみが記入され登録印が押印された完了報告書及び請求書を徴し、完了報告書においては契約件名、履行場所、履行期間、支払対象期間及び日付を、また請求書においては請求金額、契約件名及び請求日を職員が記載していた。</p> <p>契約関係書類の作成については透明性が確保されるべきであり、契約の相手方が記載すべき事項を安易に職員が記載することは慎むとともに、今後は適正に事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">(住宅建設課)</p>	
--	--

(4) 南区選挙管理委員会事務局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>時間外勤務手当の支給事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>職員を正規の勤務時間外に勤務させるときは、所属長は時間外勤務等命令簿によりあらかじめ勤務を命じ、直接監督者は同命令簿により事後の勤務状況について確認しなければならず、これは、臨時的任用職員についても同様である。</p> <p>しかしながら、平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙のために任用した臨時的任用職員の時間外勤務命令簿において、所属長の命令印及び直接監督者の確認印がないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給しているもの(11件)があった。</p> <p>時間外勤務手当の支給に当たっては、福岡市職員の給与に関する条例施行細則等に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>再発防止策として、選挙期間中の時間外勤務手当担当職員を選挙事務に忙殺される選管書記から選管兼務職員に変更し、管理監督者である課長、係長は、改めて適正な事務処理に努めるよう担当職員への指導を徹底することとした。</p>

2 選挙に係る臨時的任用職員の時間外勤務手当支出事務の適正執行について(意見)

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>職員の時間外勤務手当支出事務については、福岡市職員の給与に関する条例等に基づき、適正に執行しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙のために任用した臨時的</p>	<p>時間外勤務命令簿の記載誤り等により生じた時間外手当の支給誤りについて、各区選挙管理委員会事務局へ福岡市職員の給与に関する条例に則った処理方法を指示のうえ、追給及び戻入を行った。</p>

<p>任用職員の時間外勤務手当支出事務について、全区の選挙管理委員会事務局において誤りが見受けられた。時間外勤務手当支出事務については、割増などの処理が煩雑であるうえ、臨時的任用職員については庶務管理システムではなく時間外勤務命令簿を使用するため、命令簿の記載誤りや勤務時間数の計算誤りなどが多数発生している。</p> <p>市選挙管理委員会事務局にあつては、臨時的任用職員の時間外勤務手当支出事務について、各区選挙管理委員会事務局に対して研修を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(福岡市選挙管理委員会事務局)</p>	<p>時間外勤務命令簿の記載誤りや計算誤りの防止のため、市選挙管理委員会事務局において、チェックの仕組みを整えることとし、各区選挙管理委員会事務局へ周知徹底を図った。</p>
--	---

### 3 テーマ監査

#### (1) 中央区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>行政財産の目的外使用許可に伴う経費負担料の徴収事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可に伴う電気等の費用については、福岡市公有財産規則に使用者の負担とすると規定されており、適正に算定した費用を徴収しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成25年度の中央市民センターに設置している自動販売機(3台)の電気使用料について、算定式は原課で定めたものであり、算定式に基づいた請求額の算出に当たっては十分に注意を払い、決裁権者においても適用誤りや計算誤りがないか確認を行う必要があつたにもかかわらず、算定基礎となる消費電力のワット数及び燃料費調整単価の適用誤りを看過したため、4月分から11月分まで徴収額を誤っているもの(21件)があつた。</p> <p>今後、行政財産の目的外使用許可に伴う経費負担料の徴収に当たっては、確実にチェックを行い、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(生涯学習推進課)</p>	<p>電気使用料の徴収誤りについては、平成26年2月19日までに過誤納金の還付処理を行った。</p> <p>その後は、単価等の適用や計算の誤りをチェックするため、データ入力による自動計算様式を新たに作成するとともに、算定根拠である使用許可書類や請求書を毎月確実に確認して計算に誤りがないように処理すること等、適正な経理処理について研修を実施し、職員に対する指導を徹底した。また、請求額決定の決裁の際にも誤りを看過しないよう、係長が再度計算して確認することなどにより、適正な事務処理を徹底している。</p>

#### (2) 南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>福祉電話の通話料等の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>身体障がい者福祉電話については、「福岡市身体障がい者福祉電話等貸与・電話相談事業実施要綱」に基づき、本市が機器の無償貸与を行い、当該料金を一旦通信業者に支払った後、利用者負担分を利用者に請求することとしている。しかしながら、通話料等の利用者負担分の徴収事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>身体障がい者福祉電話の通話料等の利用者負担分の徴収に当たっては、公平な受益者負担の原則からも関係法令等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(ア) 平成25年度において通話料等の利用者負担分の発生した利用者に対し、実査日(平成25年12月18日)現在まで請求を行っていないかった。</p> <p>(福祉・介護保険課)</p>	<p>監査受検後直ちに準備に着手し、対象者に納付書を送付した。</p> <p>身体障がい者福祉電話の利用者負担分の請求にあたっては、福岡市身体障がい者福祉電話等貸与・電話相談事業実施要綱に則り、適正な事務処理を行うよう所属職員に対してミーティング等により周知し、電話会社から市への請求があり次第、速やかに利用者負担分を利用者に請求することを徹底した。</p>
<p>(イ) 平成24年度以前に利用者負担分の請求をしたものについて、長期にわたって滞納しているものがあるにもかかわらず、平成24年度及び同25年度に催告書の送付を行っていないかった。</p> <p>(福祉・介護保険課)</p>	<p>監査受検後直ちに準備に着手し、対象者に催告書を送付した。</p> <p>身体障がい者福祉電話の利用者負担分の未納者に対する催告にあたっては、適正な事務処理を行うよう所属職員に対してミーティング等により周知し、毎年、全ての滞納者に催告を行うことを徹底した。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 農林水産局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>運搬費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>博多漁港機能保全工事[No.5]</p> <p>(契約金額4,767万円)</p> <p>本工事は博多漁港における老朽化の著しい漁港施設の改良を行う機能保全工事である。</p> <p>土木工事標準積算基準書によると、質量</p>	<p>設計積算については、再発防止を徹底するため、所属職員に対して会議を開催し、情報共有を図るとともに周知徹底を図った。</p> <p>また、積算基準書の確認及び設計・審査を適正に行うよう指導した。</p>

<p>20 t以上の建設機械については運搬等に要する費用を積上げにより計上することとなっている。しかしながら、本工事では質量が20 t以上となる建設機械を使用するにもかかわらず、建設機械分解・組立輸送費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(漁港課)</p>	
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの</p> <p>東区多の津2丁目地内津屋井堰制御装置監視機器設置工事[No.8]</p> <p>(契約金額2,140万3,200円)</p> <p>本工事は津屋井堰の既設制御装置を改造しゲートの状態や水位等の監視装置及び監視カメラ等を設置する工事である。</p> <p>本工事における産業廃棄物の処理については、交付された産業廃棄物管理票(マニフェスト)によれば、下請事業者が排出事業者になっており、下請事業者で処理されていた。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によれば、建設工事における排出事業者は元請事業者とされており、これは不適正な処理であった。</p> <p>今後は、適正な施工に努められたい。</p> <p>(農業施設課)</p>	<p>産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に行うよう、所属職員に対して会議を開催し情報共有を図るとともに、書面にて周知徹底を図った。</p>

(2) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A スクラップの積算を適正に行うべきもの</p> <p>伊都土地区画整理事業今宿周船寺線橋梁築造工事(下部工)[No.5]</p> <p>(契約金額6,629万4,900円)</p> <p>本工事は伊都土地区画整理事業の道</p>	<p>・スクラップの積算にあたっては、今回の事案を課内会議で周知し、スクラップの考え方を再確認するとともに、積算体系の組立てについても、厳格なチェックに努めていくことを確認した。</p> <p>(H26.3.4 課内会議において周知済み)</p> <p>・現在、起工時において、独自のチェック</p>

<p>路拡幅に伴う、橋梁下部工の築造工事である。</p> <p>仮栈橋及び土留・仮締切等で使用する仮設鋼材については、リース材が入手困難な場合には購入で計上し、撤去後は有価物としてスクラップ処理するため、その賃料計算は「購入価格－スクラップ価格」として算定を行わなければならない。したがって、スクラップ価格については直接工事費から減額（控除）して積算する必要がある。</p> <p>本工事の仮栈橋工で使用する仮設材については購入費で計上しており、スクラップ価格は直接工事費から減額（控除）しなければならないが、誤って工事価格から減額（控除）して積算を行っていた。</p> <p>また、土留工で使用する仮設材（鋼矢板）についても購入費で計上しており、同様にスクラップ価格を直接工事費から減額（控除）する必要があるにもかかわらず、未計上であった。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 （伊都区画整理事務所 工事課）</p>	<p>リストを用いて精査体制の強化を図っている。</p>
<p>B 張コンクリートの積算を適正に行うべきもの</p> <p>多の津公園整備工事[No.14] （契約金額1億1,325万5,100円）</p> <p>本工事は多の津公園の老朽化に伴う全面再整備を行う工事である。</p> <p>張コンクリートの積算において、型枠工の適用区分をコンクリート構造物種別の無筋構造物で積算していた。しかしながら、張コンクリートは厚さが10cm以下の単純な構造物であり、無筋構造物ではなく、均し基礎コンクリート型枠で積算すべきであった。</p> <p>また、型枠設置の面積計算において、現場条件からコンクリートの片面に設置する面積で算出すべきところ、誤って</p>	<p>課内会議において、今回の事案を周知した。</p> <p>今後は、設計書の精査時には数量計算書（根拠資料）についても複数の目で確認を行うことにより、精査体制を強化し再発防止を図る。 （H26.3.28 課内会議において周知済み）</p>

<p>両面設置の面積で算出していた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (みどり整備課)</p>	
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの A 建設リサイクル法を遵守すべきもの 博多駅歩行者連絡橋建設工事（その2）[No.1] (契約金額4億6,911万4,800円) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条の規定に基づき上記書面の内容を記載した書面で福岡市長へ通知しなければならない。しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知をしていなかった。 なお、住宅都市局へは前回及び前々回の監査でも同法に関する法令遵守について注意を行っており、適切に事務改善が行われているとはいえない。適正な施工管理に努められたい。 (交通施策推進課)</p>	<p>建設リサイクル法の順守については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、所属職員に対して同法の概要等の書面をもって周知徹底を図った。 (H26.3.31 課内で周知済み)</p>
<p>B 建設リサイクル法を遵守すべきもの 博多駅歩行者連絡橋上屋等設置工事 [No.16] (契約金額2億5,919万2,500円) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条の規定に基づき上記書面の内容を記載した書面で福岡市長へ通知しなければならない。しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知をしていなかった。</p>	<p>建設リサイクル法の順守については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、所属職員に対して同法の概要等の書面をもって周知徹底を図った。 (H26.3.31 課内で周知済み)</p>

<p>なお、住宅都市局へは前回及び前々回の監査でも同法に関する法令遵守について注意を行っており、適切に事務改善が行われているとはいえない。適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(交通施策推進課)</p>	
<p>(ウ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託費（業務委託料）の積算を適正に行うべきもの</p> <p>伊都土地区画整理事業平成24年度工事監督支援業務委託[No.6]</p> <p>(契約金額1,123万5,000円)</p> <p>本委託業務は伊都土地区画整理事業に伴う工事監督支援業務委託である。</p> <p>業務委託料は直接原価と間接原価を合算した業務原価に一般管理費等を加えた業務価格と消費税相当額で構成されているが、その積算において、誤って一般管理費等を合計せずに積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(伊都区画整理事務所 工事課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費（業務委託料）の積算にあたっては、今回の事案を課内会議で周知し、積算システムを用いない設計書の精査時には、計算式の設定内容など基本的なことも含めて適正な積算と厳格なチェックに努めていくことを確認した。</li> <li>(H26.3.4 課内会議において周知済み)</li> <li>・現在、起工時において、独自のチェックリストを用いて精査体制の強化を図っている。</li> </ul>
<p>(エ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>瑕疵担保期間を適正に設定すべきもの</p> <p>博多駅歩行者連絡橋上屋等設置工事[No.16]</p> <p>(契約金額2億5,919万2,500円)</p> <p>本工事は鉄骨造の歩行者連絡橋の上屋工事である。</p> <p>鉄骨造の建築物の新築であり、契約事務規則第45条及び財政局技術監理課作成の標準工期算定・担保期間等基準によれば瑕疵担保期間は2年間であるにも関わらず1年間で設定していた。</p> <p>今後は、適正な契約に努められたい。</p> <p>(交通施策推進課)</p>	<p>瑕疵担保期間の設定については、過年度の通知に基づき、所属職員に対して同通知等の書面をもって周知徹底を図った。</p> <p>(H26.3.31 課内で周知済み)</p>

(3) 城南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>土工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>東油山唐人線歩道改良工事[No.1]</p> <p>(契約金額8,312万3,250円)</p> <p>本工事は歩車道の段差を解消するための歩道改良工事である。</p> <p>土工作業（バックホウ掘削積込）については、現場条件により標準規格の掘削機械（バックホウ0.8m<sup>3</sup>）が使用できないことから、小型の掘削機械を使用するものとして積算を行っていた。しかしながら、その積算において掘削機械の規格の選定を誤り、さらに、設計条件で地山の掘削積込を適用して積算すべきところ、ルーズな状態の積込を適用して積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>積算業務については、設計標準歩掛に基づく適正な設計条件により、積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
--	---

(4) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 土工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道2横浜・今出線（無名橋）橋梁改修工事[No.4]</p> <p>(契約金額3,576万5,150円)</p> <p>本工事は橋梁の老朽化に伴い掛け替えを行う改修工事である。</p> <p>土工及び残土処理の算定において掘削等により発生した建設発生土の一部を現場内で再利用し、再利用を行わない建設発生土については残土処分（処理）を行うものとして設計していたが、積算システムに入力する際に誤った数量（土量）を入力していた。</p> <p>また、埋戻しの積算においては良質土による埋戻しを行うものとして施工費を計上していたが、施工に必要な購入土を計上していなかった。</p>	<p>西区地域整備部内の3課合同で所属職員に対し研修を実施し、今後の対策として、精査時及び係長承認時にチェックシートを導入し、再発防止に努めることとした。</p>

<p>その結果、過小な積算となっていた。      今後は、適正な積算に努められたい。      (土木第2課)</p>	
<p>B 仮設材（鋼矢板）賃料の積算を適正に行うべきもの      市道2横浜・今出線（無名橋）橋梁改修工事[No.4]      (契約金額3,576万5,150円)      本工事は橋梁の老朽化に伴い掛け替えを行う改修工事である。      土留・仮締切工において使用する鋼矢板賃料の積算について、修理費及び損耗費を計上すべきところ、積算システムの設計条件の入力を誤り、修理費及び損耗費なしを適用して積算を行った結果、過小な積算となっていた。      今後は、適正な積算に努められたい。      (土木第2課)</p>	<p>西区地域整備部内の3課合同で所属職員に対し研修を実施し、今後の対策として、精査時及び係長承認時にチェックシートを導入し、再発防止に努めることとした。</p>
<p>C 交通誘導員の積算等を適正に行うべきもの      主要地方道福岡早良大野城線道路整備工事[No.5]      (契約金額6,236万8,950円)      本工事は主要地方道福岡早良大野城線の道路整備工事である。      主要地方道福岡早良大野城線は、交通量が多いことから福岡県公安委員会が必要と認める道路として、配置人員のうち1人は「交通誘導員A」を計上することとなっているが、誤って「交通誘導員B」を計上していた。      さらに、「交通誘導員B」の夜間労務単価を誤っていた。      また、交通管理者（警察）との協議により、配置人員等の設計変更を行ったが、変更に係る受注者との協議の中で、通知すべきでない延べ人員数を通知し、変更後の契約図書においては、明示すべき配置人員が明示されていなかった。      今後は、交通誘導員の適正な積算等に</p>	<p>西区地域整備部内の3課合同で所属職員に対し研修を実施し、今後の対策として、精査時及び係長承認時にチェックシートを導入し、再発防止に努めることとした。</p>

<p>努められたい。</p> <p>(土木第2課)</p>	
<p>D ボックスカルバート工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>桑原2760号線外2路線道路改良工事(その3) [No.6]</p> <p>(契約金額4,923万9,750円)</p> <p>本工事は西区桑原地区の道路拡幅及び浸水対策工事である。</p> <p>積算運用の手引きによると、実施設計単価表に掲載のない単価で見積り徴収による場合、見積りは原則として3社以上から徴収し、採用単価の決定に当たっては、原則として見積りの最低価格としている。しかしながら、実施設計単価表に掲載のないボックスカルバートの採用単価の決定において、見積り価格に必要な査定率を乗じて算出した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(土木第2課)</p>	<p>西区地域整備部内の3課合同で所属職員に対し研修を実施し、今後の対策として、精査時及び係長承認時にチェックシートを導入し、再発防止に努めることとした。</p>

## 2 テーマ監査

### (1) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>積算根拠が不明なもの、支払に長期日数を要したものなど不適切な委託が見受けられた。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>委託業務の設計にあたっては、「積算基準」の適用が困難な場合は、原則3社以上から見積を聴取するなどして積算根拠を明確にすること、また、支払については検査完了後、速やかに受注者に対して支払を行うことなど、所属職員に対して情報共有を図るとともに周知徹底を図った。</p>

### (2) 城南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>積算根拠が不明なものなど不適切な委託が見受けられた。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>積算については、適正な設計により積算を行うよう、また、委託契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用の可否について適切に判断するよう所属職員に対し、周知徹底を図った。</p>

### (3) 早良区役所

監査の結果	措置の状況

<p>次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>契約関係書類，提出書類に不備があるものなど不適切な委託が見受けられた。</p> <p>今後は，適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>契約関係事務について，事務処理手順や積算基準等の再確認を行うとともに，チェック体制の徹底を図った。</p>
--	--

(4) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>積算根拠が不明なもの，契約関係書類に不備があるものなど不適切な委託が見受けられた。</p> <p>今後は，適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>設計積算契約にあたり，積算根拠を明確にするとともに，契約に必要な書類については，確実に保存することを徹底し，再発防止に努めることとした。</p>